

協会規約改正についてのご連絡

日本テニサー協会 会員各位

2007年4月24日

JTA 国内事務局

日本テニサー協会の規約は協会が発足した1985年に作られましたが、その後1997年に改正され、細かな部分の修正を得て今回改正前の規約となっております。その間にメンバーも増え協会も大きくなり、協会活動の実情が規約との間に整合性がとれていない状況が見受けられるようになりました。そのため、基本的な方針やコンセプトは保持したまま、実際の協会活動を規約に反映させるため、規約の改正案をまとめ、昨年10月28日の総会に諮りました。

総会における議論では、告知手段を付則に追記するという修正を加えた上で改正内容を承認することとなりました。この結果を受け、2006年10月28日付けで協会規約の改正を施しております。

現行規約と修正箇所を対比させた表を添付します。修正箇所の概要は次の通りです。

3. 事業 表現の変更、公認レースの明記
 5. 会員 会員要件の明確化と会費の納入時期
会員権利の明確化
(会報を印刷物から電子化したことにより、会報を受ける権利の制限と、総会における投票権の明記)
レース参加資格をクラスルールの表記に準拠
 6. 理事及び理事会
国際事務局を廃止し、会長の職務の一部とする
チーフメジャーをメジャーに変更(WTCの表記に準拠)
ルール委員長を廃し、メジャーの職務の一部とする
その他表現の修正
 7. 総会 会長の選出という表現の削除
(毎回の総会の審議事項ではなく、8.の総会承認事項とのダブリを排除)
総会の通知手段として、会報の指定を外す。
(ウェブ、メール、会報等の通知手段が多様化したため)
 8. 総会の承認事項
総会決議に代わる投票の規定
総会承認事項のうち、協会予算を会計報告とする
(会計期間の中間時点での予算策定は不確定要素が大きいいため、中間時点では会計報告とし、期末時点で決算と予算を作成して報告する)
- 付則 会員規定に学生会員とスポット会員を新設
総会告知手段を新設